

我孫子市生産緑地地区内における行為の許可等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、生産緑地法(昭和49年法律第68号。以下「法」という。)

第8条の規定による行為の許可等に関し必要な事項を定めるものとする。

(生産緑地地区内における行為等の許可申請等)

第2条 法第8条第1項の許可を受けようとする者は、許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 法第8条第4項の規定により通知しようとする者は、行為通知書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

3 法第8条第5項の規定により届出をしようとする者は、行為着手届(様式第3号。次条第1項において「着手届出書」という。)を市長に提出しなければならない。

4 法第8条第6項の規定により届出をしようとする者は、非常災害用応急措置届(様式第4号。次条第1項において「応急措置届出書」という。)を市長に提出しなければならない。

5 法第8条第8項の規定により協議をしようとする者は、行為協議書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(許可申請書等の添付図書)

第3条 許可申請書、行為通知書、着手届出書、応急措置届出書及び行為協議書(以下「許可申請書等」という。)には、別表に掲げる図書(以下「添付図書」という。)を添付しなければならない。

2 法第8条第2項第2号に掲げる施設(以下「2号施設」という。)に係る許可申請書又は行為協議書には、2号施設設置管理計画書(様式第6号)を添付しなければならない。

(許可通知等)

第4条 市長は、法第8条第1項の許可をしたときは、許可通知書(様式第7号)により、当該許可の申請者に通知するものとする。

2 市長は、法第8条第1項の許可をしないときは、許可しない旨の通知書(様式第8号)により、当該許可の申請者に通知するものとする。

(許可を受けた行為に係る届出及び報告等)

第5条 法第8条第1項の規定により市長の許可を受けて行為をする者(その者から当該土地又は建築物その他の工作物についての権利を承継した者を含む。次項において同じ。)は、当該許可に係る行為を完了したときは、工事完了届(様式第9号)により、市長に届け出なければならない。

2 法第8条第1項の規定により市長の許可を受けて行為をする者は、当該許可に係る行為を取りやめたときは、速やかに原状回復を行い、取りやめ届(様式第10号)により、市長に届け出なければならない。

3 法第17条第1項の報告は、法第17条第1項に基づく報告書(様式第11号)によるものとする。

(身分証明書の様式)

第6条 法第9条第3項及び法第17条第3項に規定する身分を示す証明書は、身分証明証(様式第12号)とする。

(許可申請書等の提出部数)

第7条 第2条及び第3条の規定により市長に提出する許可申請書等、添付図書及び2号施設設置管理計画書の部数は、正本及び副本各1部とする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 別表(第3条関係)

行為の種別	図書の種類	備 考
共通	位置図	縮尺3,000分の1以上
	公図の写し	
	土地登記事項証明書の写し	全部事項
	求積図及び求積表	生産緑地地区の全体面積、行為の

		対象区域の面積（当該建築物の敷地及び2号施設に附属する駐車場用地を含む。）、建築物の面積等を明示したもの
	主たる農業従事者である証明	市農業委員会で交付を受けたもの
建築物その他の工作物の新築、改築又は増築	配置図	縮尺200分の1以上
	各階平面図	縮尺200分の1以上
	立面図	縮尺200分の1以上、2面以上
	断面図	縮尺200分の1以上
	その他市長が必要と認める図書	
宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更及び水面の埋立て又は干拓	位置図	縮尺3,000分の1以上
	平面図	縮尺200分の1以上
	断面図（造成等は行為の前後）	縮尺200分の1以上
	その他市長が必要と認める図書	